

枝番号付番申請に伴う住所変更などの手続きについて

◎枝番号の申請と併せて届出が必要なもの

住民異動（住民票）

◎手続きが不要なもの（書き換えの手続きは市が行います。）

印鑑登録原票（印鑑登録証明書）

選挙人名簿

国民健康保険資格台帳

国民年金資格台帳

◎手続きが必要なもの

◆健康保険・後期高齢者医療保険・年金に関すること

国民健康保険被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

国民年金ほか各種年金を受給されている方

※社会保険・共済保険・国保組合に加入している方は、健康保険組合・共済組合・国保組合等にご確認ください。

◆保健福祉に関すること

介護保険被保険者証

子ども医療費助成受給券

児童扶養手当証書

母子等の家庭医療助成資格証明書

身体障害者手帳・療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療（精神通院）受給者証

特定疾病医療受給者証

千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証

千葉県ぜんそく等小児指定疾病医療費助成認定証

◆運転免許、自動車・オートバイに関すること

自動車運転免許証

自動車検査証（車検証）

◆不動産、登記等に関すること

不動産登記簿の権利部に記載される所有者・抵当権者等の住所

◆その他

マイナンバーカード・通知カード（住民基本台帳カード）

在留カード・特別永住者証明書

食品営業許可

※勤務先や金融機関等の各契約先への届出につきましても、ご自身でご確認ください。